

平成 2 8 年 1 2 月 定例会 (平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日)

泉南清掃事務組合議会会議録

平成28年第2回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙について	4
○副議長の選挙について	5
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○管理者及び副管理者の挨拶	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○例月現金出納検査結果報告	11
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○閉会の宣告	36
○署名議員	39

平成28年泉南清掃事務組合議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月15日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案第 1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について
- 日程第 9 監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第10 議案第 3号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第 4号 平成27年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第11

出席議員（12名）

1番	畑 中 讓 君	2番	二 神 勝 君
3番	三 原 伸 一 君	4番	庄 司 和 雄 君
5番	見 本 栄 次 君	6番	土 井 清 史 君
7番	原 口 悠 介 君	8番	岡 田 好 子 君
9番	古 谷 公 俊 君	10番	竹 田 光 良 君
11番	大 森 和 夫 君	12番	田 畑 仁 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	竹 中 勇 人 君	副 管 理 者	水 野 謙 二 君
-------	-----------	---------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	西 田 満 君	事務局次長兼 庶務課長	尾 崎 知 行 君
会 計 管 理 者	今 橋 正 能 君	事 業 課 長	古 木 康 之 君
庶務課長代理	石 田 弘 司 君	事 業 課 管 理 第 二 係 長	中 森 康 仁 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（西田 満君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから泉南清掃事務組合平成28年第2回定例会を開催させていただきます。

私は、事務局長の西田と申します。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市・阪南市の議会選出組合議員に異動がございましたので、議長・副議長が不在となっております。

したがいまして、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長者であります三原議員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、三原議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（三原伸一君） 皆さん、おはようございます。

それではこれより開催させていただきます。

本日、議員の皆様方には公私ともに何かとご多忙のところをご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市及び阪南市の議会選出組合議員の異動に伴い、議長並びに副議長が不在となっておりますので、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務をとり行わせていただきます。よろしくご協力のほどお願ひ申し上げます。

議員定数12名全員出席でありますので、平成28年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

本日の議会につきましては、阪南市選出議員の皆様には10月の役員改選において、また、泉南市選出議員の皆様には11月の役員改選において、それぞれ泉南清掃事務組合議会議員として選出され、初めての議会となっております。したがいまして、本組合議会の構成に変動がございましたので、大変恐縮ですが、議員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

阪南市の畑中議員から順次よろしくお願ひいたします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（三原伸一君） ありがとうございます。

続きまして、理事者並びに事務局の自己紹介をお願いいたします。

[理事者自己紹介]

○臨時議長（三原伸一君） どうもありがとうございました。



◎開議の宣告

○臨時議長（三原伸一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

会議の前に、いろんな委員会におきまして、途中から携帯が鳴ったりとかスマホが鳴ったりとかありますので、どうか今の時点で携帯を切るなり、マナーモードにするなり、鳴らないように防止のほどよろしくをお願いいたします。



◎仮議席の指定

○臨時議長（三原伸一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席のところを議席として指定をいたします。

なお、議席番号は、1番、畑中譲議員、2番、二神勝議員、3番、私、三原伸一、4番、庄司和雄議員、5番、見本栄次議員、6番、土井清史議員、7番、原口悠介議員、8番、岡田好子議員、9番、古谷公俊議員、10番、竹田光良議員、11番、大森和夫議員、12番、田畑仁議員でございます。



◎議長の選挙について

○臨時議長（三原伸一君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三原伸一君） ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、阪南市議会議長であります土井清史議員を議長に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三原伸一君） ご異議ないものと認めます。

よって議長に土井清史議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました土井清史議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（土井清史君） それでは、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙により、泉南清掃事務組合議会議長の大役を仰せつかりました土井でございます。微力ではございますが、円滑な議会運営と本事務組合の事業発展のため尽力してまいる所存でございますので、どうか議員の皆様方、また管理者、副管理者並びに事務局職員皆様方のご支援、ご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○臨時議長（三原伸一君） どうもありがとうございました。

ここで私は退席し、土井議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

〔議長、臨時議長と交代〕



◎副議長の選挙について

○議長（土井清史君） それでは、引き続き議事日程により進めていきたいと思っております。

日程第3、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
それでは指名いたします。

慣例に従いまして、泉南市議会議長であります田畑仁議員を副議長に指名いたします。ご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって副議長に田畑仁議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました田畑仁議員がおられますので、本席から当選の告知をい
たします。

それでは、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（田畑 仁君） ただいま副議長を仰せつかることとなりました泉南市議会の田畑仁
でございます。土井議長のもと、誠心誠意サポートしてまいります。どうか皆さん、ご協力
のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（土井清史君） ありがとうございました。



◎議席の指定

○議長（土井清史君） 日程第4、議席の指定を行います。

このたび新たに本組合議員に選出されました議員各位の議席は、泉南市議会会議規則第4
条第1項の規定に準じ、ただいま着席のところを議席と指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（土井清史君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、7番、原口悠介議員、
8番、岡田好子議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（土井清史君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎管理者及び副管理者の挨拶

○議長（土井清史君） 続きまして、開会に当たり管理者及び副管理者から挨拶のため発言を求めております。これを許可いたします。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

平成28年第2回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、また非常に寒波の中、ご参集賜りましてまことにありがとうございます。また、平素より清掃行政全般にわたりまして、格段のご支援とご理解を賜っておりますことを心から御礼を申し上げます。

ただいま土井議員、また田畑議員におかれましては、当組合議会議長、副議長にご当選されましたこと、まことにおめでとうございます。

さて、廃棄物を適正に処理し、快適で良好な市民の生活環境を維持していくことは市民生活に最も密着した重要な課題でもあり、全ての市民の願いでもあると思っております。そのため、ごみ処理に伴います施策の充実を図りますことは、廃棄物処理を行う上で大変重要なことであり、先般実施をいたしました基幹的設備改良工事におきましても延命化を契機といたしました、さらなる安定稼働と適切な管理運営を行ってまいりたいと考えてございます。

さて、本日もご提案申し上げます議案につきましては、議案第1号 監査委員の選任についてから議案第4号 平成27年度一般会計歳入歳出決算認定についての以上4件のご審

議をいただくものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

水野謙二副管理者。

○副管理者（水野謙二君） 改めまして、おはようございます。

ご挨拶をさせていただきます。

ただいま当選をなされました議長並びに副議長初め、各議員の皆様方には何かと歳末のご多用の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

私、11月12日に阪南市長に就任をさせていただきましたとともに、泉南清掃事務組合同規約第9条の規定に基づきまして、副管理者に就任をさせていただきました水野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本組合の副管理者といたしまして、管理者である竹中市長の補佐をさせていただきます、本組合運営に誠心誠意、全力で職務をとり行う所存でございますので、どうかよろしくご支援、ご協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の第1ページをお開き願います。

現在、監査委員の齋藤一夫氏は平成28年12月26日をもって任期満了となりますので、後任の監査委員といたしまして、市橋直子氏を最適任者と認め、新たに選任いたしたく提案する

ものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しのとおりでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第8、議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、三原伸一議員の退席を求めます。

〔3番、三原伸一君 退席〕

○議長（土井清史君） 管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをお開き願います。

去る10月3日、平成28年阪南市議会第1回臨時会におきまして、新しい組合議員が選出されましたことに伴いまして監査委員が不在となりましたので、三原伸一氏を本組合の監査委員として最適任者と認め選任いたしたくご提案申し上げますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

大森議員。

○11番（大森和夫君） 監査委員は識見を有する方は泉南市のほうから、議員の選出のほうは阪南市から、そういう組み合わせでずっと。その交代みたいなのはあるのか、そういう組み合わせで今後やるのか、その点について。

○議長（土井清史君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） これはこの組合議会の議員、議長、首長につきましても、監査委員につきましても、従前からの申し合わせで慣例的にそういうことになってございます。ご理解ください。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

○11番（大森和夫君） はい。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第8、議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を求めます。

〔3番、三原伸一君 入場〕

○議長（土井清史君） ただいま三原伸一議員を監査委員に同意することに決定いたしましたので、三原伸一議員より監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

○3番（三原伸一君） ただいま選任同意を賜りました三原でございます。監査委員就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

泉南清掃事務組合の業務につきましては、泉南市、阪南市両市の協力のもと、現在に至るまで滞ることなく運営されてまいりましたが、循環型社会の構築が大きな課題として、施設の整備促進や時代に即した安定的かつ効率的な管理運営のあり方等も検討の時期に来ていると考えております。

今後とも組合運営のより一層の適正化に向け、監査委員として尽力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、当組合運営に今まで以上のご協力をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。



◎例月現金出納検査結果報告

○議長（土井清史君） それでは、日程第9、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告について、三原監査委員よりお願いいたします。

○3番（三原伸一君） それでは、議長のお許しを得ましたので、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告につきまして、前任者にかわってご報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成27年度会計の平成28年1月分から5月分までの5カ月分及び平成28年度会計の平成28年4月分から10月分までの7カ月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単ではございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

以上です。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

以上で、日程第9、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第10、議案第3号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） ただいま上程されました議案第3号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書11ページをお開き願います。

補正につきましては、歳入における財源構成の変更を行うものでございまして、また、議案書12ページの第2表、債務負担行為の追加につきましては、今年度末から来年度にかけて実施予定の一般廃棄物処理施設長期包括管理運営委託発注支援業務につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

補正内容といたしましては、恐れ入りますが、議案書13ページをお開き願います。

平成27年度決算における実質収支の繰越金は4,037万6,000円となりましたので、繰越金の補正前の額の1,000円を差し引きまして、4,037万5,000円の増額補正を行うものでございます。

これに伴いまして、泉南市及び阪南市からの負担金につきましては、同額の4,037万5,000円の減額となり、それぞれの負担割合に基づきまして、泉南市が2,205万6,000円、阪南市が1,831万9,000円の減額とするものでございます。

また、議案書12ページの債務負担行為の補正につきましては、平成30年度から予定してございます一般廃棄物処理施設の長期包括管理運営委託の導入に向けまして、導入可能性調査を現在行っておりますが、この調査業務とあわせまして、来年度に予定しております長期包括運営事業者の選定等を円滑に行うため、今年度末からそのための支援業務に着手するため、今議会の補正予算で平成28年度から29年度をその期間とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

今回、補正予算として提案してございます債務負担行為は、平成30年度から予定しております管理運営委託を適正に実施するため、その包括委託の実施方針あるいは要求水準書、落札者決定基準等の作成あるいは技術提案書の内容確認、事業者選定委員会の運営あるいは契約書案の検討など、さまざまな業務を実施するに当たりまして、平成28年度から29年度にかけてこのような業務を実施するための費用でございます。

議案第3号参考資料ということで送付させていただきました資料の一番最後にA3の横の裏表の資料をつけさせていただいておりますので、ちょっと時間をいただきまして、長期包括管理運営委託というのはどういうものかというのも含めまして、この機会に説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、A3の資料に基づきまして、若干の説明を加えさせていただきます。

現状では運転業務の一部、それとか資源ごみの選別あるいは排ガスの処理等をそれぞれ個別に業務委託を実施しておりますが、設備の修繕とか点検とか焼却などの業務については、また別途発注してございます。ここの左側に長期包括運営委託の考え方ということで記載してございますけれども、長期包括委託とは、運営委託期間を複数年度化するとともに、施設の運転、維持管理を一括契約することにより委託業務範囲を拡大することで、通常の単年度委託に比べまして、民間事業者の創意工夫の余地を増加させ、施設運営の業務効率化を目指すものという記載をさせていただいております。

それと一般的に、その下に①、②、③に記載しておりますけれども、3つの視点から施設運営の効率化が図られるとされてございます。まず1番目として、性能発注による効率化ということで、民間事業者が最低限満たさなければならない性能要件のみを規定いたしまして、民間事業者に効率的に運営を行うための工夫を提案させることによって効率化を図るのが1番目。2番目といたしまして、業務範囲の包括化による効率化ということで、先ほども申し上げたように、運転管理とか維持管理あるいは用役管理、用役管理というのは処理用の薬剤とか電力とか燃料等の調達とか、そういったことを包括的に委託することで民間事業者の創意工夫を促して事業の効率化を図ることが2点目。3点目に、長期間契約による効率化。長期間、例えば10年から15年間の委託によりまして、長期的な視野に立った運営計画が立案できるということで、業務の効率化あるいは運営ノウハウの蓄積が図れるというようにされてございます。

その下に、長期包括委託のイメージ図を記載しております。現在の状況といたしましては、その左側になるかと思うんですけれども、それを本事業で想定する長期包括委託業務という

ことで右側なんですけれども、用役管理、運転委託、補修を一括発注することによりまして効率化が図れるというようなイメージ図を記載させていただいています。

ページの右側なんですけれども、契約の仕組み、それぞれこういう契約のやり方がありますよということでイメージ図を記載させていただいております。

その下に（３）で留意すべき事項ということで、プラントメーカー、それ以外のメーカー、業者、いろいろな業者がございます。そういったいろんな業者が受託する可能性が当然ございますので、そういった場合の吟味すべき事項を記載してございます。例えば、特定部品の有無の確認及び調達の合意ということで、プラントメーカーしかないような部品も中にはございますので、そういったことの提供等を円滑に行っていただくために組合とプラントメーカーとの協定を事前に交わしておいて、そういった部品の供給をメーカー以外の業者がとった場合でも行っていただけるような協定を交わすとか、あるいはトラブル発生時の対応等の協議も必要であるというようなことを記載させていただいています。

恐れ入りますが、裏側をごらんいただきたいと思います。

具体的に、対象施設はどのようなかということでございますけれども、ここには焼却施設、破碎施設、それとか不燃物処理資源化施設、いわゆるリサイクル施設なんですけれども、そういった施設の概要を記載してございます。

その下には（２）で委託期間、（３）では委託範囲ということで、今考えておりますのは運転管理、用役管理、維持補修、維持管理というふうなほぼ全ての業務を委託したいというふうに考えてございます。

その下に、図で太枠で囲っている範囲が今想定してございます長期包括管理運営委託の範囲というものでご理解いただけたらと思います。

その下に、（４）でリスク分担ということで、やはり細部のリスク分担が当然必要となつてございますので、そういったリスクの対応も含めまして、今後詳細に検討していく必要があるということを書かせていただいております。

このページの右側、事業者選定手続というところで、事業者の選定に当たりましては、入札金額だけではなく、同種施設の運転実績あるいは維持管理の実績とか、運營業務の技術等が重要になってございますので、価格だけではなくてそれ以外の要素も当然評価する必要があるということがございますので、今考えておりますのは、総合評価一般競争入札方式またはプロポーザル方式による選定を考えてございます。そのためには、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、事業者の選定委員会等を立ち上げまして、選定には十分気を使いまし

て慎重に選定を行っていききたいというふうに考えてございます。

その下に簡単なスケジュールを記載してございます。今のあくまでも予定でございますけれども、平成30年度から委託をやるという想定に基づきまして、今のスケジュール、29年12月には委託契約の締結の必要があるのではないかとということで書かせていただいています。

若干、お時間いただきまして説明させていただきましたけれども、長期包括委託の実施に当たりましては、経済性の検討、本組合からの今後10年間このままでいった場合の支出額と包括委託をした場合の支出額を比較しまして、どの程度経費が削減できるのかというふうな部分も非常に大事な部分になってきます。そういったことから、今後さらに事業内容の検討を行った上で、今後の安定的な施設の稼働と十分な効果額というんですか、一般的にはバリュー・フォー・マネーが得られるように精査を行いまして、来年度にかけての事業者選定業務を実施していきたいと考えてございますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、若干お時間いただきましたけれども、簡単ではございましたが、補正予算の説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

どうぞ、二神議員。

○2番（二神 勝君） 質問させていただきます。

参考資料の2ページの右のところ、3、事業者選定手続というところの事業者選定委員会をもう少し詳しくご説明、よろしくをお願いします。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） 事業者選定委員会につきましてご説明をさせていただきます。

先ほども説明の中で触れさせていただきましたけれども、一般競争入札ではなくて、価格だけではなくて、それ以外の技術力とか、価格以外の部分も評価する必要があるということで、総合評価の一般競争入札方式あるいはプロポーザル方式による選定をする予定をしているというふうにご説明を申し上げました。そういった関係から外部の有識者、大学の教授であるとか弁護士の先生あるいは税理士の先生あるいは廃棄物関係の協会、協議会等々がございますので、そういった外部の有識者の方を中心に、詳しい構成はこれから検討するんですけれども、そういった外部の方と若干の職員も入るかもわかりませんが、そういったメンバー構成で10人以内ぐらいの数で何回か、大きな案件でございまして、このスケジュー

ール表では5回の選定委員会の中で事業者の選定をしていきたいというふうに書いてございますけれども、そういった内容で今現在進めていこうということを考えてございます。

○2番（二神 勝君） ありがとうございます。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

ほかに。

見本議員。

○5番（見本栄次君） すみません。先ほどの事業者選定の手続、これ委員会なんですけれども、泉南と阪南と共立火葬場のときにもちょっといろんなことがあって、その選定に関していろいろありました。そういうことのないように何か仕組みというのを考えなければいけないと思うんですよ。例えば点数で配分しているいろいろやるんでしょうけれども、一番上の点数と一番下の点数をカットして標準で判断するとか、これはそういう仕組みづくりですよ。こういうふうな仕組みづくりをきちっとしていただきたいなということなんですけれども、その辺どうですか。

○議長（土井清史君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） 火葬場のときにはいろいろとご迷惑をおかけいたしました。申しわけございませんでした。

火葬場だけでなしに、本市の場合、ほかのいろんな事業にこのプロポーザル方式でいろいろ発注を行っているところでございまして、最近では地元からの偏見的なものが入らないように、ほとんど外部の人だけで構成させていただいているということがございます。配点の手法をとりましても、一人一人が点数をつけるんじゃなしに、全員で合議で点数をつけるとか、そういうやり方に変更していておりますので、またこれにつきましても公平公正な立場で判断できるような形での制度のつくり方というのは考えていきたいと思っております。

○議長（土井清史君） 見本議員。

○5番（見本栄次君） ご説明いただきましたけれども、火葬場のそういうようなことのないようにしていただきたいと。いろんな変更もしていくという話ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） 竹田議員。

○10番（竹田光良君） すみません、何点が質問させていただきたいと思っております。

まず一つは、今、長期包括運営委託につきまして説明をいただきました。これまで用役管理、運転委託、それから補修ですか、おのおの業務委託していたものを一括するんだと、そ

ういうお話でありました。長期包括運営委託の話はよくわかったんですが、これに至るまで、例えば委託の方法として、最近では例えば指定管理者とかそういったこともあろうかと思うんですが、最終的にいろいろ検討なされた中だと思っておりますが、改めて長期包括運営委託にした理由をお尋ねさせていただきたいと思っております。それがまず1点であります。

それから、2つ目につきましては、これから1回調査をされて、長期包括運営委託にした場合、どれぐらいコストが下がるかという計算もされると思っておりますが、今のところで超概算でも結構ですので、どれぐらいのコストが下がるんかというふうに見込んでおられるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、3点目には、すみません、ちょっと勉強不足なんですけれども、こういう長期包括運営委託について近隣のほうで同じような委託をされているようなところがあるのか。それと、大体これに当たる、これプラントが係ってきますので、そんなに事業者が多いことはないんじゃないかと思っておりますけれども、対象的にはどれぐらいメーカーがあるのか、見込まれているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） すみません、何点かご質問をいただきました。

まず、指定管理等も含めて、長期包括を検討している理由につきましてご説明させていただきます。

まず、指定管理につきましては、指定管理と申しますのは自治法に規定されておりますけれども、体育館とか福祉の施設、文化ホールとか、そういった住民の福祉の増進のための利用に供するための施設という規定がございます、その公の施設については指定管理者制度の適用ができるという規定になってございます。じゃ、こういった焼却施設につきましては、住民の福祉の利用に供するための公の施設かという議論になるわけでございますけれども、いろんな検討はされた結果なんだろうけれども、焼却施設については公の施設にはまず該当しないという判断が今のところなされてございます。そういったことから、指定管理者制度の導入は難しいだろうということがまず1点目。

それと、それ以外の理由でございまして、なぜ長期包括をやるのかということになるかと思っております。今現在は限定的に一部の業務を委託してございますが、単年度ごとの発注になってございますので、長期的な視点に立って維持管理あるいは維持修繕等がなかなか難しい状況になっております。それと、職員が、今現在、我々も含めまして15名在籍してござ

いますけれども、あと四、五年後には退職者が出てきまして、10年後にはほとんどの職員がいなくなってくるような状況にもあります。そういった中でなかなか構成市の財政状況等々で補充も難しい。派遣職員についても技術の継承とかいろいろなことがございますので、それも難しいということで、今後、基幹改良工事をやりましたけれども、15年の延命化を図ったということですが、今後10年程度安定的に維持管理していくためには、やはりこういった長期包括運営委託が望ましいのではないかとということで、庁内の検討委員会を平成23年度、24年度ごろにやっておったと聞いておりますけれども、そういった中で長期包括が望ましいという結果が出たということで、今現在進めておるところでございます。

それと、3点目の近隣での事例ということなんですけれども、一番近いところでは岸和田、貝塚が長期ではないんですけれども、5年、6年程度の包括委託をやっております。それとか、橋本市のほうでは橋本周辺環境事務組合やったと思いますけれども、それと橋本市を中心とした事務組合では長期包括委託をやっております。あと、ことしの4月に視察に行きました奈良県の橿原市がまさしくこの長期包括をやっております。近隣ではちょっと思い当たるところはそのぐらいかなと考えております。

あと、こういったメーカーがどのぐらいあるのかという質問につきましては、事業課長のほうからお答えいたします。

○議長（土井清史君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 先ほどのご質問の件ですが、国内でプラントメーカーの大手と言われるところが大体5社程度ございます。焼却プラントに本当に力を入れている会社が5社、それから、過去にプラントをつくってしまして、今現在少し別の方面に力を入れている会社が約5社、準大手と言われているところが5社、合計、国内では約10社ぐらいが大きなメーカーかなと思われまます。それ以外に運転専門に行っている会社が数社あります。その程度が大体対象になってくるかと思われまます。

以上です。

○議長（土井清史君） 効果額。

○事務局長（西田 満君） すみません、答弁漏れがございました。申しわけございません。

コスト、いわゆる効果額でございますけれども、今現在、事業者等の見積もりを取ったりして、その精査をやっておるところなんですけれども、今現在の段階では今後10年間の期間の中で8%程度の効果額を見てございます。

以上でございます。

○議長（土井清史君） 竹田議員。

○10番（竹田光良君） ありがとうございます。

一つは、10年ということで、正直言いまして、非常に長いなという感じがしました。特に貝塚、岸和田の例を言われましても五、六年というような話だったと思いますけれども。指定管理にしましても、今行政が出しているにしても、最長でも泉南なんかでも5年ぐらいしておるわけなんですけれども、10年ということは相当お互いにこれはリスクのかかる話であって、（4）でリスク分担ということで書かれていますけれども、長期にすることによるリスクも考えていかなければならないと思いますが、その点につきまして予想されるリスクをご説明いただきたいなというふうに思います。それが1点であります。

それから、対象事業者、今お聞きすると非常に数は少ないんですよということですので、これはJV等々組まれて、いろいろな形を模索されていくのかなというふうに思います。先ほど見本議員からもご指摘がございました、選定に当たりまして、今のところ、総合評価一般競争入札方式またはプロポーザル方式を想定しているとありますけれども、一般論で申し上げますと、これは今回長期包括をすることによって、より安心・安全で運転をしていただくのが第一と。それと、やっぱり8%のコストの削減というか、効果額を出そうという中で、やはり効果額をきちっと出していくということはある意味削減が必要だと思うんですよ。そうなりますと、プロポーザル方式にしますと、これどうしてもやっぱり単価が高くなる、そういう可能性があるわけなんです。それが問題になって、今、総合評価一般競争入札方式というのを取り入れてきておるわけなんですけれども、必然的にそうなりますと総合評価一般競争入札が今のところはいいのかなというふうに思うんですけれども、その点についての見解を改めてお聞きしたい。

それから、このときに二神議員のほうからも指摘ありましたけれども、事業者選定委員会を立ち上げるわけなんですけれども、これは泉南市のほうでも随分この点については指摘をされておるわけなんですけれども、当然、事業者選定委員会を第三者の形でということで管理者のほうから説明もあったわけでありまして、非常に見えにくい部分が僕はあるなと思っております。情報の公開、それから透明化、このことがやっぱり必要だというふうに思うんですが、この選定に当たってはその点についてはどうお考えなのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） リスク分担につきましては、リスクの詳細というんですか、それは今現在検討はしておりますけれども、例えばリスクによって、このリスクはどちらが負担するのかということになります。例えば、法令の変更等については行政が負担する。一般的には法令については行政が負担することになるかと思います。それとか、物価の変動、10年間の長期になりますので、この先物価の変動がなかなか予測できない部分もございますので、上がったか下がったかでどうするのか、誰がそれを負担するのか、あるいは負担というか、物価の変動の対応ですね。それとか、10年の期間になりますので、突発的な事故が発生した場合の対応はどうするのか。それとか、ごみ質の変動とかごみの量、当然増減というんですか、今後、人口淘汰にもよりますけれども、ごみが傾向的には減ってくるだろうというふうに考えておりますけれども、そういった場合の経理のやり方をどうするのかということとか、うちに限ったことかもわかんないですけれども、隣に温水プールがございます。そこに蒸気を送っております。その蒸気を送るのに支障が生じた、トラブルが発生した場合どうするのかと。そういったさまざまなリスクがございますので、そういったリスクの内容あるいはそれについての対応について、詳細に検討していきたいというふうに考えてございます。

あと、業者選定についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、価格のみの評価をする一般競争入札には安定稼働という大きな課題がございますので、安ければいいというものではないというのはご理解いただけるかなと思います。そういったことで、総合評価の一般競争入札あるいはプロポーザルによる選定、これは随意契約になりますけれども、そのどちらかを今現在考えてございますけれども、環境省の手引がございまして、その中にも長期包括の運営事業とかPFIについては、総合評価の落札方式あるいはプロポーザルの選定が望ましいというふうに書かれてございますので、それにも沿った形で今後進めていくんですけれども、選定に当たっての透明性というんですか、それにつきましては、審査過程を全部会議公開、その都度公開していくとなれば、支障が生じるということも十分考えられますので、そのあたりについてはちょっと慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（竹田光良君） すみません、もう結構です。

○議長（土井清史君） ほかにどうぞ。

大森議員。

○11番（大森和夫君） 本当、10年から15年というのは長いですよ。将来どんなリスクが

起こるのかということ質問されて、幾つか幾つか出されて、予想可能な経費の問題とかごみ量の問題とかありましたけれども、まず、10年、15年先のごみ行政をどうするのかという展望というか見通しとか目標とかいうのがないまま、こういう長期に民間に出すということは問題だと思うんですよ。循環型社会にしていくということで、管理者の方のお話がありましたけれども、ごみ行政も大きく変わると思うんですわ。もっとごみを減らしていく方向にもなっていくやろうし、ごみを焼却するというやり方も日本、特別ですわね、こんなに清掃工場がたくさんあるのは。だから、広域化の問題なんかも入ってくるだろうし、技術の革新はどんどん進んでいくやろうし、市民へのそういう環境問題の関心も変わっていくやろうし。そういうのが明らかにならへんまま、ただお金の計算をすれば困ると。人材が10年から15年たったら、引き継ぐ人がおれへんようになるからだめやと、民間へ委託すると。そんなことをしていたら、本当にここの責任を誰が持つのか。それは少なくとも10年、15年のことを見通して、ここで委員会の人に任せるんじゃないくて、ちゃんと責任を持てる人材を育てていくということも絶対検討が必要やけれども、そういうこともなしでぱっといこうというふうなことなんか、到底そんなものは賛成できないですよ。

視察なんか行かれたと言うけれども、全然僕ら、そんな先進例なんて示してもろうてないし、思ったほどというか、こんな長期包括しているところは奈良の橿原だけでしょう。それはせいぜいやって、岸和田、貝塚が五、六年と言うたけれども、こんな長期で、こんな若干の説明ですわ。こんなの認めてくれというのはこれはもう難しいし。

ちょっと意見的なことが多かったので、10年、15年のごみ行政について、どんなふうに、どういう目標を持ってやっておられるのか、その点についてお答えしてほしいし、もっと先進例や何かもきっちり報告して、議会に提案すべきやと思うんです。そんなのも全くないということはどう考えておられるのか。それから、人材をやっぱりここで一旦責任を持って育てる必要があると。育てへんから民間に任せますというふうなことは問題ではございませんか、その点、どんなふうに考えておられますか。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） まず、10年から15年先の展望ということでございますけれども、本組合の焼却施設につきましては、平成24年から26年度の3カ年をかけて基幹設備改良工事を実施いたしました。その工事の中で重要な施設のほぼ全てを更新したということでございます。その工事の中で、15年間の延命化を図るための工事だったのでございますけれども、26年から計算しますと平成41年が15年目に当たります。ですので、この施設の、ちょっと言

いは悪いですが、寿命ということでは41年がとりあえずの寿命であろうと。それまでの間を安定的に運営していきたい、安定稼働していきたいということもございましたので、今回、長期包括管理運営委託を検討しておるといのがまず1点目のご説明になるかと思ひます。

それと、あと責任等々の問題もあつたかと思ひます。それとか、技術の継承とか人材育成とか、そういったことになるのかと思ひますけれども、民営化するわけではありませんで、施設の処理責任、ごみの処理責任というのはあくまでも行政、組合のほうにござひます。それは廃棄物の清掃に関する法律の中できっちりと規定をされてござひます。そういったことで、処理責任については行政が持つのは当然でござひまして、そのためには職員の技術の継承というんですか、それも当然必要になつてはきます。ただ、先ほど申し上げたように、どんどん職員が減つてくる中で難しいというのがありましたけれども、委託することによつて、ますますそれが、技術が伝わらないんじゃないかといった意見もあるかと思ひますけれども、それは委託の中で当然直接の技術の継承はできなくても、保守の点検あるいは運転のモニタリングというのが当然出てきますけれども、そのモニタリングをしっかりとやつていく中で、技術はやっぱり衰えることなく継承はしていくのではないかというふうに考えてござひまして、そういったちよつと形を変えた形で技術は引き継いでいきたいというふうに考えてござひます。

それと、近くに余りないのになかなかわかりにくいという話もござひましたけれども、先ほどちよつと答弁漏れというか、ご紹介漏れがあつたんですけれども、近隣では忠岡町が長期包括をやつてござひます。それとか堺市のほうでも、これはPFIやつたと思ひますけれども、PFIを活用した中で施設をここ何年かの間に新設してござひます。それぞれ効果を上げておるといふふうに聞いています。兵庫県のほうでもいろんな施設が長期包括であるとか、そういった手法を用いて効果的な運営をやつておるといふふうに聞いてござひます。

以上でござひます。

○議長（土井清史君） どうぞ言つてください。

古木課長。

○事業課長（古木康之君） 先ほどの大森議員の質問の件なんです、当組合のほうは平成16年から焼却炉の運転の民間委託を始めました。それから、現在に至るまで長きにわたりまして、運転のほうは民間にお任せをしております。契約につきましては単年度契約で、担当職員が毎年人件費等を積算いたしまして、毎年毎年契約事務に追われると。

それとあと、今後なんですけど、残された職員は、運転のほうはもう民間にお任せしていますので、先ほど事務局長のほうから説明ありました、焼却炉の寿命というのがもう決まっています。余命15年というのが基幹改良工事が終わった時点で宣告されていますので、それ以上延命するということはコスト増ということで判断いたしまして、最終的には廃炉という形になります。廃炉の計画もありますし、並行して運転はもうお任せして、残された職員につきましては新炉の計画業務、それから、今、環境省のほうからいろんな計画を立ててくださいということで指導があります。そういった各種計画を立てるとというのが非常に多忙な業務になってきまして、残された職員はそちらのほうに全力を注いでいただくと。運転のほうは民間のすばらしい能力を活用いたしまして、安定稼働を保っていくというふうには組合としては考えております。

先ほどの件につきましては、以上です。

○議長（土井清史君） 展望とかあれはいいの。ごみの展望というところがあつたんやけれども、ごみの将来。ごみの将来というのは言い方が悪いでしょうか。

古木課長。

○事業課長（古木康之君） ごみに関してですが、平成20年から泉南市、阪南市のほうで可燃ごみの有料化に踏み切りまして、有料袋の購入を市民の皆様方をお願いしているんですが、そこから約ざっくり20%ぐらいごみが減量できました。そこから、現在に至るまではほぼ横ばい状態で今ごみの量が推移しております。今後も人口増等は余り望めませんので、ごみの量は恐らく数%微増、微減を繰り返すだろうということで予測をしておりますので、ごみがふえる、減るといった心配は余りないかと思えます。

新炉のほうを今後、今の泉南市、阪南市だけで建設する場合でしたら、今の焼却能力よりははるかに小さい能力で建設しても大丈夫かと。それから、昨年、岬町さんのごみを一時搬入いたしました。これにつきましても、万が一、年間全量分の岬町さんのごみを今の施設に入れたとしても、焼却能力は十分に賄える状態ですという現状です。

以上です。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） 10年か15年、こういう長期包括で頼むというから、だから、10年から15年の間どんなふうなことが予測されるのか、どういうふうな循環型社会へ変わっていくのか、それは具体的に予想はつきませんよ。皆さんも一緒やと思います。これから、みんなで考えていく。予想されているように、今の状況の上で環境問題の関心とか循環型社会とい

うのをやっていくから、ごみが減っていったほしい。大幅にふえるということは考えられない。それはもちろんわかるんやけれども、そういうことを含めて、10年から15年のことは考えなあかん、そういうスパンなんです。だから、西田さんの個人的な見解を聞いているわけでもあれへんし、古木さんの個人的な見解を聞いているわけじゃない。そういうことを皆どうするかということを考えながらやらなあかん問題やのに、こんなに短い期間でできるものじゃないでしょうと。提案するんやったらもっと丁寧にしなあかんし、若干の説明みたいなことじゃないと思いますが。

もう一遍質問すると、古木さんがおっしゃったのは、この15年間に今回ののは潰れるんやと。それで、だから、その分は民間に任せて、私たちは新炉のことを考えて、それはよくわかりますよ。でも、そういうことであれば、この提案とはまた全然違うわけですよ。この提案というのはバラ色みたいな民間活力を導入してどうのこうのという話でしょう、この提案の仕方は。でも、今の説明はもうこれは廃炉になると。だから、ここは任せて、将来のバラ色的なことは、バラ色というか展望についてはやるということで、全然説明と違う話になっていると、この提案と違う話になっていると思うんですよ。だから、本当は長期包括でどうなっていくのか、ただの課題とか、効果がありますなんていう説明にはなっていないでしょう。ちゃんと先進例なんか出してもらわなあかんわけですよ。ほかのところは効果があると言っているけれども、結局は潰すまでの間は民間に任すということなのかどうなのか、それさえもわからへん。ちょっと余りにも急やし、せめて効果がありますなんてことは先進例の説明にはならない。それはわかるでしょう。こんなことで、はい、そうですかと言ってなるわけない。何回も言うように、議会を開いて議員に説明してと。これだけで説明するんやったら議会をする必要はありませんし。やっぱりこのやり方というのは余りにも急やし、ちゃんと審査委員会は5回、6回やって丁寧にしてきたとおっしゃる。この議会でも丁寧にやらへんかったら、ちょっとこんな提案の仕方というのは拙速過ぎるし、中身が理解できないと思うんです。その点、どんなふうな考え方をされるんですか。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） 今後10年間の長期包括、長い期間というようなお話なんですけれども、先ほど古木課長のほうからも説明させていただいた基幹改良後15年、その先はもう施設の更新。そのために、施設を建てるについては長い期間、長い年数がかかります。ですので、ここ数年の間にはそういった検討も当然していかななくてはならない。それはそれで十分精力的にやっていきます。その期間の安定稼働を図るために長期包括をやるということで、

長期包括がその先の展望につながるかとかそういうことではなくて、この10年、15年の間の今の施設を安定的に稼働していくための事業やというふうにまず理解していただきたいと思っています。

それと急過ぎる、説明がなかなかないというご意見もありましたけれども、今回、長期包括の概要について説明させていただいたのは確かに初めてのことであるのかなと考えております。今、調査業務をやっておりますけれども、これは今回だけに限らず、次の議会定例会のときにもさらに突っ込んだ検討内容等、またご説明させていただきます。そういったことは当然させていただくんですけれども、業者選定、例えば委託の仕様等につきましては、大きな話でございますので、慎重に、本当に慎重に検討していきたいと考えておりますので、今回の債務負担行為、これは委託の行為やなくて、その検討をするための費用でございますので、それをどうかご承認いただいた上で慎重に検討をやっていくということを思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに考えてございます。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） まず一つ、廃炉にするやつを安定的にしていくと。残った皆さんで15年後の新しい施設について考えていきたいという話がありましたけれども、そうであればこそ、新しい15年後のことを見込んで、やっぱり人材育成をする必要があると思うんですよ。そやのに、説明では、人材をふやす要件がないと。せやから、こういう形で長期包括するという説明がありましたけれども、それはやっぱり筋が合わないと思います。本当に15年後するんだったら、ほんで、今のある施設は民間に委託して、人も減らせば、それで今みたいに技術を継承できへんと。だから、長期包括で民間に頼むんやというふうに言うていたら、ここでそんな15年を展望してやってもらわな、人材は育っていかへんわけでしょう。そういうことでも説明に矛盾があると思いますし。

とりあえず、これから慎重にするから予算を通してくださいと。債務負担行為だけでも通してくださいというの、これはやっぱり筋に合わないというふうに思いますよ。ほんなら、ちゃんとそういう内容の説明してせえへんかったら、慎重にできていないん違いますかと言うて質問をすれば、そんなことですよという説明を受けたって、それは納得できるもんじゃないというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（土井清史君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） 先ほどからの説明とか、今回のこの炉があと十数年で耐用年数が終わってしまう。そういう状況である中で、平成16年から、もう12年前ですね、運転管理につ

いての委託をしております。つまり、もう既に運転管理についてのノウハウというのはもうなくなっているわけですよ。今度、あと、運転管理だけじゃなしに維持管理、それから補修についても技術的なところ、そういうところについても専門的な知識、ノウハウを持った業者に委託し、それでその残りの耐用年数を安定的に継続的に維持管理をしていただく、運転管理をしていただく、それが一番適切なことではないかというふうに思っております。

それと、あと、将来10年、15年先にごみの量は先ほど説明ありましたけれども、今、資源ごみと分別とかもして、だんだんごみの減量化というのはしていておりますけれども、これから質の問題ですね。石油の危機というのがありますので、これから石油系廃棄物というのはどんどん減っていくんじゃないか。つまり、高カロリー廃棄物がなくなるということですので、逆に生ごみばかりであれば、ここに油を足していかないと燃えないという事態にもなってきます。その辺の運転管理もごみの質によっての燃焼カロリーがどれぐらいあるか、それとのバランスをとりながら考えていかないと、余り高温になりますと炉に支障もありますし、低温になりますとまた排ガスに影響も出てくるということもありますので、その辺のバランスをノウハウを持った専門的な業者にやっていただくというのは一番適性ではないかというふうに考えてございます。

○11番（大森和夫君） 最後になりますので。

〔「議長、議会のルールで質問回数は3回や」と呼ぶ者あり〕

〔「4回目ですか」と呼ぶ者あり〕

〔「泉南のルールというか、3回ですね」と呼ぶ者あり〕

〔「うちも3回ですわ」と呼ぶ者あり〕

〔「次はもう3回目やんな」と呼ぶ者あり〕

○11番（大森和夫君） 関連で一つ。

〔「いやいや」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） すみません。そのルールをちょっと忘れてしまいまして、3回にしていただきたいと思っておりますので、次の方をお願いします。

○7番（原口悠介君） すみません、先ほどお話を聞かせていただいて、恐らく今安定的な運営ということでやられている、その運転管理をされている業者さんありきの話かと思うんですけども、この長期包括運営委託のお話というのは、今現在、運転管理をやられている業者さんのほうにはお話がもういって、入札などに参加する見込みというのはあるという想定はついてますか。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） 今現在、運転管理をしていただいている業者さんとの関係でございますけれども、見積もりを取るというんですか、参考見積もりを取って、経費の効果を計算するのに、そういったことはやっておりますけれども、その業者ありきでは決してございません。できるだけ競争性を高める事業者を募集するというんですか、求めるということは当然でございますので、ありきのことではございませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土井清史君） はい、どうぞ。

○7番（原口悠介君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

ほかに。

はい、どうぞ。

○12番（田畑 仁君） 職員さんのことなんですけれども、今、西田さんの説明で15名いらっしゃるんですね。退職者もここ何年か出てくるということなんですけれども、これは皆さん、ここに残れるわけじゃないんですね。ということは、管理者に聞きたいんですけども、今までいうたら専門職とか現場職なので、その受け入れの体制とか、今後の役所としての何か方向性というのはあるんですか。西田さん、答えて。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） 今現在、我々次長と2人が派遣職員なんですけれども、我々を含めまして15名の職員が在籍してございます。

先ほど、事業管理のほうからも説明がありました計画業務とか、そういったほうに振り向けるという話もありましたけれども、やはり余剰人員というんですか、そういったことが委託に行った場合に出てきます。そういった貴重な人材ではあるんですけども、今、泉南市と阪南市に移籍するという形で、両市の人事担当課あるいは職員組合等々と協議中でございます。方向としたらそういう形で考えたいと思ひます。じゃ、何名なのかというお話もあるかと思ひますけれども、それは組合に残る業務がどのぐらいなのかというところを精査しないといけませんので、そのあたりも精査した上で進めていきたいというふうにお考えしております。

以上です。

○議長（土井清史君） 田畑副議長。

○12番（田畑 仁君） 最後にするんですけれども。

○議長（土井清史君） マイク。

○12番（田畑 仁君） 声大きいんでいいんですよ。

〔「録音している」と呼ぶ者あり〕

○12番（田畑 仁君） 今、古木さんが冒頭にご説明いただいた分で、かなり高度な技術の継承とかいう話と結局は今まで専門職、現場職に携わっていただいていた職員さんは、人数はわからへんけれども役所のほうへ移籍という今の答弁ですので、管理者に聞きたいんですけども、やっぱりいきなりぽんと来るのもなかなかのリスクがあると思うんですけども、その辺のある一定の期間の研修なり、そういうお考えはあるんですか。

○議長（土井清史君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） うちの職種変更でも実は清掃課の職員、収集業務をやっている職員、これを事務職に切りかえてということもやっております。これにつきましては、職種変更をする際に一定期間研修等を行いまして、一番本人の適性に合った職場というところに配属しているということでございます。同じように、そのような手続というのは一定とりたいというふうには思っています。

○12番（田畑 仁君） 結構です。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

大森議員。

○11番（大森和夫君） 今回の長期包括運営委託というのはやっぱり清掃事務にかかわった大きな変化とか変わる問題なので、慎重に議論したり、説明を受けて考えるということが大事だと思うんですよ。ただ運転管理については今までも民間でできてきて問題なかったということはよくわかりました。ですけれども、何かあった場合にどうするかと。それは複数年のほうが契約的にはしやすいとか、事務の効率ができるのはわかりますけれども、それでもやっぱり5年ぐらいいかなとは思いますが、10年、15年になるようなものでしたら、もうちょっと考えていかなあかんし、人材の問題についても考えていかなあかんと思いますわ。こ

れは先進例も勉強したいし、それから、どういう問題があるのか深めていく対策なんかも聞きたい。ちょっとこのやり方というのは余りにも拙速過ぎるし、到底賛成できません。皆さんもそういう立場で、賛成の方ももうちょっとやっぱり議論を深めるということが大事だと思いますので、反対のほうにぜひご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（土井清史君） 次に、賛成の方の討論を許します。

ございませんか。ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、日程第10、議案第3号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井清史君） 賛成多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井清史君） 日程第11、議案第4号 平成27年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者より成果説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第4号 平成27年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、その成果の内容につきましてご説明申し上げます。

平成27年度の一般会計決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用した同法第233条第2項の規定に基づき監査委員に慎重な審査をお願いいたしましたところ、さきにご配付いたしておりますとおりの審査意見がございましたので、その写しを添えまして、議会の認定を賜りたくご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、お手元の主要施策の成果説明書をごらんください。

まず、資源ごみ再資源化事業でございますが、廃棄物・リサイクル対策につきましては、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充、整備が図られ、資源の効率的

な利用やリサイクルを進めることによりまして資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となっております。このような状況を踏まえ、搬入された資源ごみのリサイクル施設で選別、梱包したものを再資源化、再商品化ルートを通じ還元し、廃棄物の減量及びリサイクル事業を推進することで循環型社会の形成に努めてまいりました。

次に、ごみ焼却設備定検工事につきまして、設備の機能を安定的に発揮させるため、稼働中には点検できない施設内部につきまして、運転を休止し主要機器の分解や部品の検査を行い、定期的な整備点検を実施。また、ボイラー設備の毎年1回の法定点検に係る性能検査整備等を実施することによりまして、施設の能力を最大限に維持すること及び公害防止に万全を期するとともに、ごみ焼却の安定性及び衛生的な処理を確保することができました。

次に、焼却設備改修工事につきましては、焼却設備の老朽化に伴う機能不全及び設備の突発的故障による波及を防止し、施設の適正な運転が図れるよう改修を実施いたしました。今回対象とした設備につきましては、平成26年度で完了した基幹的設備改良工事における国庫補助対象外の設備であり、改修することで基幹的設備を支える重要な役割を発揮するため、焼却設備全体に大きな効果を上げることができました。

以上が、平成27年度におけます主要な施策の成果でございます。何とぞよろしくご審議を賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせます。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

続きまして、監査委員より決算審査の結果報告をお願いいたします。

三原議員。

○3番（三原伸一君） ご指名によりまして、決算審査の結果を前任者にかわりご報告申し上げます。

地方自治法第292条の規定を準用し、同法第233条第2項の規定に基づき管理者より審査に付されました平成27年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算について、決算書及び附属書類について平成28年8月26日に厳正な審査を行いました。その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数については関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、その収支は正確であることを認めました。

なお、審査の意見に記載のとおり、決算総額を前年度と比較しますと、歳入は52.3%、歳出は52.5%減少しております。これら歳入歳出ともに平成26年度をもって完了した基幹的設

備改良工事事業に伴うものであり、歳入では、負担金15.6%、国庫支出金100%の減少、歳出では、投資的経費96.1%の減少によるものであります。また、基幹的設備改良工事事業が完了したことに伴い安定的な稼働が図られることから、早期に長期包括管理運営委託等を検討した上で、将来に向けた取り組みを行われたいところであります。

温水プールにつきましては、ここ数年、利用者及び使用料が増減なく推移している中で、開館から27年を過ぎ老朽化が進み、施設の修繕等も年々増加しております。住民の健康保持、増進を図る目的の施設であり、安全・安心を前提に老朽化に対する施設改修及び指定管理者制度の導入を早期に実施して、民間の経営ノウハウを活用するなど、利用者サービスの向上と経費の削減につながるような取り組みを実行されたいところであります。

あわせて、今後の組合運営についても、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう健全な財政運営に取り組まれるよう意見を付している次第であります。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告といたします。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

続きまして、事務局の説明を求めます。

西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） それでは、私のほうから決算内容につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の3ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、予算現額9億9,858万5,000円に対しまして、収入済額は9億9,181万3,304円となっております。

款別にご説明させていただきますと、負担金といたしまして6億7,463万9,000円、使用料及び手数料が1億6,189万970円、繰越金が7,780万4,752円、諸収入が3,697万8,582円、組合債が4,050万円となっております。

続きまして、歳出でございますが、4ページをお開き願います。

予算現額9億9,858万5,000円に対しまして、支出済額が9億5,143万6,618円でございます。執行率が95.2%となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款の議会費といたしまして283万9,649円、衛生費が7億5,890万3,265円、公債費が1億8,969万3,704円、また、予備費の支出はございませんでした。

以上、歳入合計が9億9,181万3,304円、歳出合計が9億5,143万6,618円となり、歳入歳出

差引残高4,037万6,686円は平成28年度へ繰り越しをいたします。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、7ページから9ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款の負担金であります。泉南市が3億6,828万9,000円、阪南市が3億635万円でございます。

使用料及び手数料は、持ち込みごみ処理施設使用料が1億5,132万4,820円、温水プール施設使用料が1,056万6,150円でございます。

繰越金であります。前年度繰越金といたしまして7,780万4,752円でございます。

8ページの諸収入であります。雑入といたしまして3,697万8,582円で、その主なものといたしまして、有価物売払代金として1,982万6,495円、公益財団法人の日本容器包装リサイクル協会からのペットボトル等の有償入札拠出金1,027万9,939円及び再商品合理化拠出金124万6,912円、岬町可燃ごみ処分費用負担金533万1,581円あります。

次に、9ページの組合債であります。大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債が140万円、ごみ処理施設整備事業債3,670万円、温水プール施設整備事業債が240万円、合計4,050万円の起債をいたしました。

続きまして、歳出でございますが、10ページをお開き願います。

議会費でございますが、正・副議長及び議員報酬等で230万2,071円、旅費が31万3,760円、交際費が9,873円、自動車借上料が12万1,810円、これにつきましては行政視察の実施に伴うものでございまして、その他消耗品費で3,035円、組合議会の反訳料が8万9,100円となっております。

次に、衛生費、清掃費、清掃総務費でございますが、正・副管理者及び監査・公平委員報酬等が70万2,281円、11ページからの給料、職員手当等、共済費は庶務課一般職5名分の人件費でございます。

賃金につきましては、庁内及びリサイクル施設の清掃作業賃金でございます。

次に、需用費の消耗品費は、事務用品及び衛生用品が主なもので、自動車燃料費につきましては公用車1台分のガソリン代、光熱水費につきましては管理棟のプロパンガス代でございます。

次に、12ページにかけましての役務費でございますが、主なものといたしまして、建物災害保険料が164万3,225円、これは焼却施設、温水プール及びリサイクル施設の災害保険料で

あります。その他各種職員の健康診断料、ダイオキシン検診料等に支出をいたしました。

次に、委託料46万円ではありますが、これは泉南市浜老人集会場の光熱水費の一部の負担を行ったものでございます。

続きまして、使用料及び貸借料のうち、国有財産土地使用料35万3,847円は、構成市の収集部門が庁舎として使用している部分について、これは有償貸し付けとなっておりますので、近畿財務局にその使用料を支払いしておるものでございます。

続きまして、備品購入費でございますが、乾燥機2台を購入したものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金ではありますが、全国都市清掃会議を初めとする各協議会及び職員厚生会、会計管理者負担金等を支出したものでございます。

続きまして、塵芥処理費ではありますが、13ページにかけましての給料、職員手当、共済費は事業課一般職11名分の人件費でございます。

賃金につきましては、ごみ受け入れ、構内及び周辺環境美化作業におけます3名分のアルバイト賃金でございます。

続きまして、需用費1億4,819万8,392円は、焼却作業消耗品費といたしまして、職員に貸与いたします作業服、安全靴、防じんマスク等であり、焼却炉消耗品費は各施設の管理用消耗機器類でございます。

燃料費につきましては、炉の立ち上げに使用します助燃バーナー灯油代、ごみピット及びリサイクルセンターで使用しますフォークリフト、ショベルカーのガソリン、軽油代、非常用の発電機の重油代でございます。

光熱水費につきましては、工場棟及びリサイクルセンターの電気代、上下水道代、中央制御室のプロパンガス代でございます。

続いて、修繕料ではありますが、計量器修繕、リサイクル機器の修繕、定期検査工事に伴う修繕、フォークリフト、ショベルカーの修繕が主なものとなっております。

続いて、薬品費につきましては、有害ガス除去剤の消石灰、ダイオキシン除去の活性炭及び焼却灰固形剤、いわゆるキレート剤が主なものでございます。

次に、役務費につきましては、ボイラー性能検査及び計量器定期検査等の法定点検手数料が主なものとなっております。

続きまして、14ページにかけましての委託料2億8,805万8,940円は、主なものといたしまして、焼却灰等最終処分委託料4,967万8,272円及び運搬業務委託料1,334万5,150円、資源ごみ選別業務委託料5,029万200円、ごみ処理施設一部運転管理業務委託料1億6,400万8,800円

などがございます。

次に14ページ、使用料及び貸借料につきましては、酸素濃度計の借り上げ料でございます。

次に、工事請負費1億1,815万2,000円のうち、焼却設備定検工事は焼却設備の機能を十分に発揮するため、運転中に実施できない内部点検や主要機器の分解、部品の検査等を実施し、施設の能力を最大限に維持し、運転に支障のないように整備を行ったものであり、焼却設備改修工事は白煙防止送風機の各ダンパ、ポンプ類、電気室空調機の改修を行ったものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金の大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金は、施設の建設改良、維持管理及び土地の造成に係る事業費の負担でございます。防火管理者講習会負担金につきましては消防法第8条第1項に基づく講習会費でございます。

次に、公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による環境再生保全機構への賦課金でございます。

続きまして、15ページにかけましての温水プール管理費でございますが、給料、職員手当及び共済費は、温水プール管理係一般職2名分の人件費でございます。

次に、需用費873万1,261円につきましては、消耗品費といたしまして施設及び各種機器の営繕部品と事務用品が主なものでございまして、光熱水費につきましては電気代及び下水道使用料、修繕料につきましては照明器具修繕、プール内のタイルの修繕、プールサイドのグレーチングの修繕、ボイラー制御盤の修繕が主なものであります。

薬品費につきましては、プール水の消毒用の次亜塩素酸ソーダが主なものでございます。

役務費につきましては、入場者傷害及び賠償責任保険料、大阪府による水質検査手数料が主なものとなっております。

次に、16ページにかけたの委託料3,554万664円につきましては、構成市のシルバー人材センターに委託をしてございますボイラ等の運転管理業務379万1,700円及び清掃業務209万5,642円、施設改修工事に伴う設計委託料324万円、温水プールの運営管理業務に要する費用として2,376万円が主なものでございます。

続いて、使用料及び貸借料につきましては、トレーニング機器借上料が主なものとなっております。

公債費でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、機器改修工事事業債、基幹的設備改良工事事業債それぞれの償還金でございます。元金につきましては1億8,099万4,559円、利子につきましては869万9,145円となっております。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

なお、17ページには実質収支に関する調書、19ページから20ページにかけましては、財産に関する調書を添付してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度決算の概要説明とさせていただきます。説明を終わります。

○議長（土井清史君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

大森議員。

○11番（大森和夫君） 防災訓練みたいなのはされておるんですか。それから、震災とか災害とかあったときに、職員対応マニュアルとかそんなのはつくっておられるんですか。

○議長（土井清史君） 古木課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまのご質問ですが、防災訓練は行っておりません。ただし、運転管理をしています民間業者と職員の何名かを通じて、業者さんの防災訓練の見学をさせていただいたことはあります。

それから、現在、緊急時の連絡網、それについては作成しております。

以上です。

○議長（土井清史君） 大森議員。

○11番（大森和夫君） 防災訓練、ちょっと僕も必要性はよくわかりませんが、一般的にはやっぱりやったほうがええと思うので、ちょっとまた一遍検討してもらったらええと思うのと、あと、何か災害があったときに、震度4以上やったらここに来るとか、そういうのはないんですね。何かのときに連絡網だけがあるということ。そういうのも必要ではないか。ほかの状況がわかれば、一遍検討してほしいなと思うし、それから、災害があつてごみがふえたり、収集できない場合がありますので、そういうことについての何か対策、マニュアルというのもまだできていないんですか。まだできていないというか、つくっておられないのか、必要と思っておられるか、その点。

○議長（土井清史君） 古木課長。

○事業課長（古木康之君） マニュアルのほうは作成しておりません。過去に作成して、新たにまた見直しというのはやっておりません。今後また進めていきたいと思ひます。

○議長（土井清史君） 西田事務局長。

○事務局長（西田 満君） 災害ごみの話がちょっとありましたけれども、一般的には災害廃

棄物処理計画ということで策定されている自治体もございます。当然、災害時には避難所ごみとか、ごみの一時保管場所とか、どこに捨てるか、そういった検討も必要になってきますので、これらの必要性は十分認識しております。市の防災計画なんかにもそのあたりが書かれていますけれども、具体的なそういった災害廃棄物の処理計画については、ちょっとうちだけではできない話なので、構成市2市とも協議した上で、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（土井清史君） よろしいですか。

○11番（大森和夫君） はい。

○議長（土井清史君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第4号 平成27年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり認定可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（土井清史君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これをもちまして閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井清史君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成28年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月15日

議 長 土 井 清 史

署 名 議 員 原 口 悠 介

署 名 議 員 岡 田 好 子